



平成20年3月28日

各 位

東京都中央区日本橋兜町1番10号
平和不動産株式会社
代表取締役社長 金原策太郎
(コード番号8803)東京・大阪・名古屋市場第一部・福岡・札幌
問合せ先 執行役員総務部長 佐々木一郎
TEL 03-3666-0182

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定について

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システムの充実など現在の整備状況を反映させ、また、反社会的勢力排除に関する事項を新設するなど、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定いたしましたのでお知らせします。

なお、改定後の内容は下記のとおりであります。

記

内部統制システム構築の基本方針

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制（以下、「内部統制」という。）
を次のとおり整備し、適法で効率的な企業体制の構築を図る。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役、執行役員および職員は、「企業行動憲章」および「コンプライアンス規程」に基づき、法令・定款の遵守の徹底はもとより、公正で高い倫理観により、広く社会から信頼される経営体制の確保に努める。
- (2) 「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。
- (3) コンプライアンス上の問題を発見した場合、「内部通報規程」に基づき設置されたコンプライアンス・ホットラインによりその解決と再発防止を図る。
- (4) 当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には、毅然とした態度で対応

する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や議書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書保存・廃棄取扱基準」等に基づき、定められた期間、適切に保存・管理する。
取締役および監査役は、常時これらを閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、各部門で有するリスクを洗い出し、これらのリスクを総括的に管理する「リスク管理規程」を設け、円滑な情報伝達と緊急体制の整備等適切なリスク管理の実現に努める。
- (2) 内部監査部は、全ての部署を対象に定期的にリスク管理状況等業務監査を実施し、その結果を代表取締役社長、監査役などに報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を分離し、意思決定の迅速化と経営の効率化を図るべく、執行役員制度を導入した。
- (2) 担当役員制および「取締役会規則」「執行役員会規則」「事務分掌規程」等社内諸規則に定められた職務権限、意思決定方法により、取締役の職務執行が効率的に遂行されるよう努める。
- (3) 中期経営計画および年度事業計画の策定により、全社的な目標を設定し、職務執行を効率的に推進する。

5. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社に取締役、監査役を派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査する。
- (2) 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自律的な内部統制システムを整備することを基本とする。
- (3) 財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制の整備および運用の基本方針」を定め、その実現に向けて、当社グループを横断する協力体制を整えるべく「財務報告に係る内部統制連絡会」を設置した。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことおよび監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役室を設置し、監査役が行う監査に関する事項およびその職務を補助

する職員を配置する。

その職員の任命および異動は、監査役の同意を必要とし、また、その評定については監査役の意見を十分に聴取する。

7. 監査役に報告するための体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会や執行役員会等の会議に出席し、意見を述べるとともに、その議事録やりん議書等の写しを受領し、それに対する報告等を求めることができる。また、監査役は、定期的に代表取締役と、必要に応じて内部監査部または会計監査人と協議の場を持つ。
- (2) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告を行う。

以 上